

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

2024年11月19日

経済産業大臣 殿

申請者住所（〒140-0004）
（注1）東京都品川区南品川2-2-7 南品川Jビル5階

氏名 株式会社Y's企画
代表取締役 雨ノ森 良雄

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号 (03)6404-8398

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画についての変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注2）

設備 D（識別番号）	A725319B05
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	運転開始前 運転開始後（運転開始日：2019年1月28日）

担当経済産業局（注4） B

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前		変更の有無	変更後		変更理由	備考
事業者名 (注6)	合同会社サンフィールド		有無	株式会社Y's企画		事業譲渡のため	地方税法第二十四条に規定する法人
課税事業者の該当 有無 (注7)	課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方)	インボイス発行事業者 に該当する (登録年月日)	有無	課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方)	インボイス発行事業者 に該当する (登録年月日) 2023年10月1日		
	課税事業者に該当しない(消費税を 申告・納付されていない方)			課税事業者に該当しない(消費税を 申告・納付されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日)			
法人番号 /インボイス発行 事業者の登録番号 (注8) (注9)	2010803002818		有無	7010801027119			
法人の代表 者氏名 (注9)	役職	代表社員	有無	役職	代表取締役		
	氏名	雨ノ森 良雄		氏名	雨ノ森 良雄		
法人の役員 氏名 (注9)	役職	代表社員	有無	役職	取締役		
	氏名	雨ノ森 良雄		氏名	西村 陽平		
	役職			役職			
	氏名			氏名			
	役職			役職			
	氏名			氏名			
密接関係 者(注10)			有無				
事業者の 住所(注9)	(〒140-0014) 東京都品川区大井1-21-12-601		有無	(〒140-0004) 東京都品川区南品川2-2-7 南 品川Jビル5階			
発電設備 の区分 (注11)	A		有無	A			
発電設備 の出力 (kW) (注12)	49.5		有無	49.5		電力会社 都合 上記 以外	
最大受電 電力(kW) (注13)	発電側託送供給料金の支払者		有無	発電側託送供給料金の支払者			
パワーコン ディショナ ーの自立運 転機能の有 無	有		有無	有			
	無			無			
給電用コ ンセント の有無	有	無	有無	有	無		
発電設備 の名称 (注9)			有無				

発電設備の設置場所(注14)	(〒 018-2103) 秋田県山本郡三種町鯉川字上ノ山14 1		有無	(〒 018-2103) 秋田県山本郡三種町鯉川字上ノ山14 1		別紙あり
事業区域の面積(m ²)	1,213		有無	1,213		
太陽光発電設備の設置形態(注15)	屋根設置(既設の建物等)	建物の所有 事業者が所有 事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有	有無	屋根設置(既設の建物等)	建物の所有 事業者が所有 事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有	
	建設予定の建物等(中定)	建物の種類 一戸建ての住宅 共同住宅 事務所、工場、店舗 学校、公共施設 その他()		建設予定の建物等(中定)	建物の種類 一戸建ての住宅 共同住宅 事務所、工場、店舗 学校、公共施設 その他()	
	地上設置(野立営農型水上)	土地の所有 事業者が所有 事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有		地上設置(野立営農型水上)	土地の所有 事業者が所有 事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有	
農地一時転用許可申請の有無	有	一時転用許可期間(見込み) 年	有無	有	一時転用許可期間(見込み) 年	
		法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。			法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可(ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの)を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。	
	無	無				
太陽電池に係る事項(注16)	製造事業者名	G C L	有無	G C L	製造事業者都合 上記以外	枚数誤入力のため
	種類	A2: 多結晶のシリコンを用いた太陽電池	有無	A2: 多結晶のシリコンを用いた太陽電池	製造事業者都合 上記以外	
	変換効率	18.40	有無	18.40	製造事業者都合 上記以外	除外事項該当性
		真性変換効率 実効変換効率				
	型式番号	G C L - P 6 / 6 0 2 7 0	有無	G C L - P 6 / 6 0 2 7 0		別紙あり
	枚数(枚)	360	有無	360		
合計出力(kW)	97.2	有無	97.2			

配線方法 (注17)	Z						有無	Z					
自家発電設備等の有無	有	自家発電設備等の種類	蓄電池の位置	PCSより発電側	区分計量の可否	可 不可	有無	有	自家発電設備等の種類	蓄電池の位置	PCSより発電側	区分計量の可否	可 不可
				PCSより系統側						PCSより系統側			
		その他 ()							その他 ()				
	無							無					
電気事業者への電気の供給量の計測方法	単独計測						有無	単独計測					
保守点検責任者 (注18)	法人名(法人の場合): アサヒアレックスホールディングス株式会社 責任者氏名: 松本隆志 所属・役職(法人の場合): 環境事業本部 電話番号: (025)285-1112 法人番号(法人の場合): 3110001000290						有無	法人名(法人の場合): アサヒアレックスホールディングス株式会社 責任者氏名: 松本隆志 所属・役職(法人の場合): 環境事業本部 電話番号: (025)285-1112 法人番号(法人の場合): 3110001000290					
保守点検及び維持管理計画 (注19)							有無						
接続契約締結日	2017年3月30日						有無	2017年3月30日					
補助金の受給額 (円) (注21)							有無						
自家消費・地域消費等計画 (注22)	当該発電設備における発電電力量の見込み						有無	当該発電設備における発電電力量の見込み					
	自家消費等の量の見込み							自家消費等の量の見込み					
	自家消費等の用途							自家消費等の用途					
	前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)							前年の電力消費量(既築建造物に発電設備を設置する場合)					
	自家消費等の比率							自家消費等の比率					
	特定供給の有無 (注23)		有	無				特定供給の有無		有	無		
解体等に要する費用 (注24)	外部積立て(法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) 内部積立て(法第15条の17に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。)						有無	外部積立て					

遵守事項 (注25)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注26)				
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。				
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。				
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。				
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。				
	発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】				
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。				
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。				
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。				
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。				
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【20kW未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の太陽光発電設備を除く】				
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。				
申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画(変更)届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】					
添付書類 (注27)	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注28)	有無	202411191802株式会社Y's企画様_履歴事項全部証明書_20240906.pdf	事業譲渡のため	
	印鑑証明書(注28)	有無	202411191803株式会社Y's企画様_印鑑証明書_20241010.pdf	事業譲渡のため	
	発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注28)	有無			
	土地の取得を証する書類等(注29)	有無	202411191806全部事項証明書_秋田県山本郡三種町鯉川字上ノ山14-1.pdf	事業譲渡のため	
建物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注30)	有無				

検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注31）（注32）	有無			
建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注31）	有無			
工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注33）	有無			
太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	有無			
発電設備の内容を証する書類（注35）	有無			
構造図	有無			
配線図	有無			
接続の同意を証する書類の写し（注36）	有無			
最大受電電力を証する書類（注37）	有無			
事業実施体制図（注38）	有無	08562794-0_事業実施体制図 .pdf		
関係法令手続状況報告書（注39）	有無			
森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	有無			

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	有無			
砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注39）	有無			
地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	有無			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	有無			
再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注40）	有無			
周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注40）	有無			

説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注40）（注41）	有無			
説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注40）	有無			
説明会における配布資料（注40）	有無			
説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注40）（注41）	有無			
説明会の議事録（注40）	有無			
説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注40）（注41）	有無			
説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注40）（注41）	有無			
補助金を返還したことを証する書類（注21）	有無			

受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注3）	有無			
その他1	有無	202411191808合同会社サンフィールド様 印鑑証明書 .pdf	事業譲渡のため	
その他2	有無	202411191808合同会社サンフィールド様 閉鎖事項全部証明書_20240906 .pdf	事業譲渡のため	
その他3（注4 2）	有無	2024111918083314-3- 事業実施体制図 .pdf	事業譲渡のため	

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注7) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合は、「課税事業者該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注8) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注9) 本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出ること。
- (注10) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注11) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。
- (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、出力が10kW未満となる場合は様式第4、出力が50kW以上となる場合は様式第3により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注13) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注14) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の2により届け出ること。
- (注15) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注16) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。

- (注17) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Z：全量配線
Y：余剰配線
- (注18) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注19) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注20) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日の変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合である。
- (注21) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けていた場合、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注22) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合には、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注23) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
- (注24) 解体等にする費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
- (注25) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注26) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注27) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注28) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注29) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注30) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注31) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。
- (注32) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注33) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時まで提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始時まで提出すること。
- (注34) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始時まで提出すること。
- (注35) 設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。
- (注36) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注37) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注38) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注39) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注40) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注41) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注42) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

添付書類				
書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
委任状	有無	2024111918073314-3- 委任状 .pdf		
譲渡契約書又は譲渡証明書	有無	2024111918073314-3- 事業譲渡証明書 .pdf	事業譲渡のため	
発電施設の仕様書	有無			
保守点検及び維持管理計画に関する書類	有無			
前年の電力消費量を証する書類	有無			
柵塀の契約書	有無			
その他 4	有無			
その他 5	有無			
その他 6	有無			
その他 7	有無	202411191809全部事項証明書 秋田県山本郡三種町鯉川字上ノ山 9-1.pdf	事業譲渡のため	
その他 8	有無	202411191809全部事項証明書 秋田県山本郡三種町鯉川字上ノ山 15-3.pdf	事業譲渡のため	
その他 9	有無			
その他 10	有無			
その他 11	有無			
その他 12	有無			
その他 13	有無			
その他 14	有無			
その他 15	有無			